

【フランス】情報操作との闘いに関する法律

調査企画課連携協力室 安藤 英梨香

* 2018 年 12 月 22 日、選挙期間におけるフェイクニュースの拡散防止制度及び即時停止制度を整備する「情報操作との闘いに関する法律第 2018-1202 号」が制定された。

1 法律制定の背景

2017 年のフランス大統領選挙においては、様々なフェイクニュースが拡散された。例えば、マクロン大統領に関して、同性愛者との不倫疑惑や租税回避地に隠し口座があるといったフェイクニュースが主に SNS 上で拡散された。マクロン大統領は、就任当初から、こうしたフェイクニュースの多くが、ロシア・トゥデイやスプートニクといったロシア系メディアから拡散されていると名指しで非難した上で、フェイクニュースへの対策を強化するとしていた。また、2019 年 5 月に欧州議会選挙を控える中、選挙の真正さや国民の正しい情報を得る権利を保護するための法制度の拡充が目指されていた¹。

2018 年 12 月 22 日に、特に選挙期間におけるフェイクニュースの拡散防止及び即時停止を可能にする制度を整備する「情報操作との闘いに関する法律第 2018-1202 号」²が制定された。同法は、主に、「コミュニケーションの自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号」³（以下「1986 年法」）、選挙法典等を改正するもので、全 5 章 20 か条から成る。

2 法律の概要

(1) 新たな民事急速審理の制度（第 1 章）

選挙法典の改正により、選挙期間中においてオンラインコミュニケーションサービスを通じたフェイクニュースの拡散を即時に停止するため、新しい民事急速審理⁴の制度が規定された。

国民議会議員選挙の投票が行われる月の初日の 3 か月前から投票日までの期間に、選挙の真正さを侵害する性質の、不正確な又は偽りの情報がオンラインコミュニケーションサービスを通じて人為的又は機械的に大量に拡散されている場合、急速審理裁判官は、拡散を行う者に対し、その拡散を止めるために必要なあらゆる措置を命じることができる。この民事急速審理は、政党・政治団体又は利害関係のある者の要請を受けて、かつ、損害賠償手続を妨げることなく

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019 年 3 月 8 日である。

¹ “Non aux manipulations de l’information !,” Ambassade de France à Tokyo website <<https://jp.ambafrance.org/Non-aux-manipulations-de-l-information>>

² Loi n° 2018-1202 du 22 décembre 2018 relative à la lutte contre la manipulation de l’information. <<https://www.legifrance.gouv.fr/lois/loi/2018/1202>>

³ Loi n° 86-1067 du 30 septembre 1986 relative à la liberté de communication. <<https://www.legifrance.gouv.fr/lois/loi/1986/1067>> フランスにおける総合的な「放送法」であり、視聴覚コミュニケーションの自由を認める一方、公共秩序の維持、国防上の必要性等により、その自由が制限されることを規定しており、放送規制の根拠となっている。その後の改正は、新しく法律を作り直すのではなく、この 1986 年法を改正する形で行われている。

⁴ 民事急速審理とは、本案受理裁判官でない急速審理裁判官が、当事者の一方の要求により、他方当事者の出席又は呼出しのもとに、即時に必要な処分を命じることができる手続である。急速審理裁判官は、切迫した損害を予防し、又は明らかに違法な侵害を止めるため、必要な保全措置又は原状回復措置を命じることができる。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、pp.493-494。

